

1001876

後期高齢者医療制度について

保険証の有効期限は7月31日(日)までです。8月から使用する保険証は7月中に、新たに75歳になる人へは誕生月の前月までに郵送します。受診時は医療機関の窓口には必ず提示してください。

●4月から保険料の仮徴収開始

今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。その他の人は令和3年度の保険料を基に暫定保険料(仮徴収額)を算出し、4月と6月に納付します。8月の本算定で令和4年度の保険料額が確定し、仮徴収で納めた残りをその後納付します。

●高額療養費

1カ月の医療費が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。初めて該当したときは申請書が郵送されるので、国保年金課へ提出してください。

●高額介護合算療養費

医療費高額の世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

●限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は、所得によって異なります。「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、病院の窓口に表示することで認定を受けた限度額までの負担となります。交付対象となるかは問い合わせてください。

●期限内に納付を

保険料を滞納すると短期被保険者証が交付される場合があります。

●不審な電話や訪問にご注意

市役所や公的機関が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターに問い合わせてください。

問合せ 国保年金課医療年金係 ☎内線3136

ふれあい総合相談

生活の不安や悩み事の相談に応じます。令和4年度から日程が変更になります。

とき 毎月第1・第3月曜日午後1時～3時(月曜日が祝日の場合は翌日)

※5月・10月は第3土曜日午前10時～午後3時も開催

ところ 保健福祉センター

問合せ 社会福祉協議会 ☎25-3267

1011578

子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)

離婚などにより令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給できない人に、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を支給します。

支給対象者

▽令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当(本則給付)受給者になった人
▽児童が高校生などの場合令和3年9月30日時点では養育者ではなかったが、令和4年2月28日時点では養育者で

ある人(所得が児童手当の所得制限限度額未満の人)
対象児童 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金と同じ

給付額 対象児童1人につき10万円

※前養育者に支給された給付金の全部または一部を受け取っている、または前養育者が対象児童のために費消されている場合はその金額を引いた額を支給
申請に必要な書類

▽申請書

▽申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

※児童が高校生などの場合、その他にも必要な書類がありますので、お問い合わせください

申請期限 4月30日(土)

問合せ 子ども課子育て支援係 ☎内線3123

1002121

スポーツ安全保険

スポーツ団体や社会教育関係団体に所属する人が、組織の管理下における活動時や移動中の事故で傷害を被ったり賠償責任を負ったりした場合、また、突然死などによる

死亡の場合に補償されます。対象 スポーツや文化、ボランティア活動をする所属員が4人以上の団体

保険期間 4月1日(金)～

来年3月31日(金)

※途中加入も終了日は同じ

その他 令和5年度から従来の加入依頼書を使った申し込みを廃止し、インターネット受け付けに一本化されます。令和4年度もできるだけインターネット申し込みにご協力ください

問合せ NPO法人沼田市体育協会 ☎24・9444

(広告)

(広告)